

上野原市週休2日適用工事实施要領

令和7年6月25日

告示第71号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取組の一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」という。）と工事現場の労働者の休日を週に2日間とし、同時に工事現場を閉所とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者に対して、労働環境の改善に取り組む意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日普及に向けた上野原市週休2日適用工事（以下「適用工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 準備及び後片付けの期間を除く工期のうち、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作に限り実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く期間をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所等の日数（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。）の割合（現場閉所の日数を対象期間日数で除したもの）をいう。
この場合において、現場閉所率の算出に用いる1月当たりの基準日数は、工事着手日から起算して28日とし、1月当たりの基準日数が28日に満たない場合であって、当該月の土曜日及び日曜日の日数以上に現場閉所を行っているときは、現場閉所率28.5パーセント以上を達成しているものとみなす。
- (5) 完全週休2日（土日） 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (6) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、現場閉所率が28.5パーセント以上の状態をいう。
- (7) 通期の週休2日 対象期間の現場閉所率が28.5パーセント以上の状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の一般競争入札で公告する全ての工事
- (2) 既に適用工事として実施している工事に密接に関連し、随意契約する工事

2 前項各号に掲げるもののほか、市が発注した工事において、契約締結後、受注者から工事着手日までに適用工事を実施する旨の協議があり、市長が認めた場合は、この告示の規定を適用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、適用工事の対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (3) 現場条件、完成期日等、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) その他工事内容、現場条件等を総合的に判断して、適用できない理由があると市長が認める工事

(実施の方法)

第4条 適用工事の実施については、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 発注者は、週休2日の取組を実施する上で必要な工期の設定を行うものとする。
- (2) 発注者は、予定価格の算定について、月単位の週休2日の補正係数を乗じて計上する。この場合において、費用の計上については、山梨県の定める取扱いに準ずるものとする。
- (3) 発注者は、入札公告及び特記仕様書において適用工事であることを明示するものとする。
- (4) 受注者は、月単位の週休2日を標準として実施し、さらに質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むことができるものとする。
- (5) 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、月単位の週休2日現場閉所（計画・実績）書（様式第1号）又は完全週休2日（土日）現場閉所（計画・実績）書（様式第2号）を監督員に提出し、これに基づき施工を行うものとする。
- (6) 発注者は、通期又は月単位の現場閉所日を、原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることができるものとする。
- (7) 受注者は、完全週休2日（土日）において、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することができるものとし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を設定するものとする。この場合において、1週間は月曜日から日曜日までを基本とするものとする。
- (8) 受注者は、夜間工事により曜日を跨ぐ場合、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなすものとする。
- (9) 受注者は、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
- (10) 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に監督員に連絡するものとする。

(1 1) 受注者は、受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、上野原市建設工事請負契約約款（平成 1 7 年上野原市訓令第 5 8 号）の規定による工期の延長を請求することができる。

(1 2) 受注者は、対象期間中において、適用工事であることを記載した掲示板を工事現場の公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(1 3) 受注者は、適宜、監督員から指示があった場合には、現場閉所実績について、月単位の週休 2 日現場閉所（計画・実績）書（様式第 1 号）又は完全週休 2 日（土日）現場閉所（計画・実績）書（様式第 2 号）を提出し、確認を受けるものとする。ただし、工事完成月においては、工事完成日に提出するものとする。

（経費の補正）

第 5 条 監督員は、適用工事の現場閉所実績を確認し、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合は、通期の週休 2 日として、補正係数なしの減額変更を行うものとし、完全週休 2 日（土日）を達成した場合は、完全週休 2 日（土日）の補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。

2 第 3 条第 2 項の規定により適用工事を実施することを市長が認めた場合において、監督員は、適用工事の現場閉所実績を確認し、月単位の週休 2 日を達成したときは、月単位の週休 2 日の補正係数を乗じて増額変更を行うものとし、完全週休 2 日（土日）を達成したときは、完全週休 2 日（土日）の補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。

（工事成績評定）

第 6 条 適用工事において、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合は、上野原市建設工事成績評定要綱（平成 1 7 年上野原市訓令第 6 1 号）の評定項目「創意工夫」より、3 点を減ずる。

（その他）

第 7 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、公布の日以降に市が発注する工事から適用する。